アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一八
その他のもの	一〇
構築物	
発電用又は送配電用のもの	
送電用のもの	
地中電線路	二五
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六
配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	五〇
鉄筋コンクリート柱	四二
木柱	一五
配電線	三〇
引込線	二〇
地中電線路	二五
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、さん橋、防壁、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	五〇
乾ドツク	四五
爆発物用防壁及び防油堤	二五
造船台	二四
その他のもの	六〇
コンクリート造又はコンクリートブロツク造のもの（前掲のものを除く。）	
その他のもの	四〇
金属造のもの（前掲のものを除く。）	
送配管	
鋳鉄製のもの	三〇
鋼鉄製のもの	一五
ガス貯そう	
液化ガス用のもの	一〇
その他のもの	二〇
薬品貯そう	
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
水そう及び油そう	
鋳鉄製のもの	二五
鋼鉄製のもの	一五

浮きドック	
その他のもの	二〇
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	四五
車両及び運搬具	一〇
特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五
モータースィーパー及び除雪車	四
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	五
小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
その他のもの	四
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
その他のもの	五
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	四
その他のもの	五
乗合自動車	四
前掲のもの以外のもの	五
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
その他のもの	七
貨物自動車	四
ダンプ式のもの	五
その他のもの	四
フォークリフト	四
その他のもの	五
自走能力を有するもの	四
その他のもの	四
工具	
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
治具及び取付工具	三